

事務連絡
令和6年4月12日

就労継続支援（A型・B型）事業所管理者 殿

岡山県子ども・福祉部障害福祉課
障害福祉サービス班

令和5年度工賃（賃金）実績報告書等の提出について

就労継続支援事業所(A型・B型)については、障害者の就労支援を推進するため、利用者がより適切な就労関係事業を選択できるよう、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型・B型)における留意事項について（平成19年4月2日障発第0402001号）」に基づき、毎年度、各事業所に工賃（賃金）実績の提出を求め、当該実績を事業所情報として幅広く公表しております。つきましては、令和5年度の工賃（賃金）実績について、次により提出してください。

記

1 対象事業所

令和6年4月1日時点で存在している就労継続支援A型・B型事業所（基準該当就労継続支援B型事業所を含む。）

※令和6年3月2日以降に事業を開始した事業所（事業実績が1か月に満たない事業所）は、報告の対象外

2 提出書類

別添のファイル（2シート）

- ① 令和5年度工賃（賃金）実績報告書
- ② 工賃（賃金）実績算定表

※様式ファイルは、県障害福祉課ホームページ（見出し）「障害者の就労支援・地域移行支援について」→「令和5年度工賃（賃金）実績報告等の提出について」にも掲載

3 提出方法及び提出期限

下表の提出先（E-mailアドレス）に、次により上記2のファイルを送信してください。

※メールの標題は、「R5年度工賃（賃金）実績報告（事業所名）」としてください。

※添付するファイル名の頭に「事業所番号(10桁)・事業所名」を付けてください。

(例) 33*****・桃太郎事業所 R5年度工賃（賃金）実績報告

<提出先> 各事業所を所管する各県民局又は市

事業所の所在地	提出先 (E-mail アドレス)	連絡先 TEL
備前県民局管内 (岡山市を除く)	備前県民局健康福祉課事業者第二班 E-mail: bizen-jigyousya@pref.okayama.lg.jp (〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17)	086-272-3995
備中県民局管内 (倉敷市、新見市を除く)	備中県民局健康福祉課事業者第二班 E-mail: bichu-jigyousya2@pref.okayama.jp (〒710-8530 倉敷市羽島1083)	086-434-7064
美作県民局管内	美作県民局健康福祉課事業者班 E-mail: mima-teiji@pref.okayama.jp (〒708-0051 津山市椿高下114)	0868-23-1291
岡山市	岡山市保健福祉局事業者指導課障害事業者係 E-mail: syou-jigyousya@city.okayama.lg.jp (〒700-0913 岡山市北区大供3丁目1-18KSB 会館 4F)	086-212-1015
倉敷市	倉敷市障がい福祉課事業所指導室 E-mail: wlfdsb-buguo@city.kurashiki.okayama.jp (〒710-8565 倉敷市西中新田640番地)	086-426-3287
新見市	新見市福祉部福祉課 E-mail: fukushi@city.niimi.lg.jp (〒718-8501 岡山県新見市新見310-3)	0867-72-6126

(提出期限) **令和6年4月30日(火) 期限厳守**

4 留意事項

- ・「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型・B型)における留意事項について(平成19年4月2日障障発第0402001号)」(3 工賃(賃金)実績報告について)の改正に伴い、従前のものから実績報告書・実績算定表の様式を改定しています。
- ※上記通知については、県障害福祉課ホームページ(見出し)「障害者の就労支援・地域移行支援について」→「令和5年度工賃(賃金)実績報告等の提出について」にも掲載
- ・実績報告書・実績算定表の作成に当たっては、各々の【留意事項】に注意してください。
- ・就労継続支援A型事業所で「非雇用型」の者がいる場合、必ず「雇用型」の者と分けて、実績報告書・実績算定表を作成し、別々に報告してください。